



創立50周年に思う

初心にかえる

会長 吉田 信

今年は日本医師会を始め、各都道府県医師会と多くの都市医師会は、戦後新制医師会の50周年を迎える。日医は11月1日に、天皇・皇后両陛下のご臨席のもと50周年式典を開催、道医は11月22日に50周年記念式典開催の予定である。

50年といえば1つの節目の年である。殊にあの戦後の混乱の中でGHQの指令により、新しい制度のもと再発足した頃の医師会の諸先輩のご苦労を思い、改めて敬意と謝意を捧げる次第である。

この度、50年前、GHQの指令による第1次の「医師会改組要綱案」昭和21年12月9日【別掲1】を初心にかえり読み直してみた。

この案文中に「御用機関的性格ヲ根本的ニ払拭」とあるのは、戦時中旧医師会が国民医療法に基づいて編成され、大政翼賛会傘下の御用機関となっていた事を意味するものであろう。また「偏狭ナル業権擁護団体ニ転落スルコトナク」とあるのは、終戦前の健康保険制度では、医師会が保険医の代表として保険者との間に人頭請負制の保険診療契約を締結していた。その際の医師会の要求が、医師会エゴの傾向になったことを意味しているのであろうか。そして結語ともいうべき「国民ノ福祉増進ヲ指向スルト共ニ医学医術ノ進歩並ニ医師ノ資質向上ニ対シ積極的努力ヲ傾注シ、真ニ科学者集団トシテノ權威ト名誉トヲ自主的ニ確立セントス」というくだりは、まさに新制医師会設立の精神——目的そのものというべきではないか。後日、この要綱に基づいて、日医、都道府県医、都市医夫々の定款上の医師会設立の目的の文章原案が作成されたといって差し支えないであろう。因みに、第2次の改組要綱案ともいうべき昭和22年2月6日付、道医庶第569号の「医師会改組に関する件」という通達には、医師会の目的が示されており、第1

次のそれと同一精神のものである。それが今日の定款上の文言の基礎となっているのである。

(医師会の定款第3条、目的及び事業、別掲2)

この様にして設立した新制北海道医師会の会員はすべて国家資格を有する医師であり、医学者、勤務医、開業医を問わないことは無論であった。初代会長には、市立札幌病院長の林敏雄先生(昭和22年8月)が就任した。しかし直後、GHQから旧制医師会役員は、新制医師会役員まかりならぬという追放令(パージ)が出された。ここに従来の医師会にはなかった大学教授の会長が誕生する。即ち、第二代会長は北大医学部第二内科教授の中川諭先生(昭和22年12月)が就任された。三代目も衛生学教授の井上善十郎先生(昭和28年4月)が就任された。なお、井上会長は政治活動にも関心をもたれ、参議院選に立候補されたが惜しくも落選され、目的を果たされなかった。この時代が新制医師会の「新生期」とでもいうべき時代であろう。

その頃、保険医療の普及に伴って制限診療、審査・監査の強化など、保険者攻勢の官僚支配が漸次強くなり、医師会長は保険医療を担当する開業医、即ち保険医でない医師会・医師への弾圧には抗し切れないと判断した代議員会では、松本剛太郎先生を会長に選任し(昭和30年)健康保険闘争期”に入っただけでなく事となる。この闘争の時代は、全国的にみると昭和34年には不当監査による保険医の自殺という痛ましい犠牲も払われて長く続き、斉藤会長(昭和40年)、武田会長(昭和42年)、次いで、昭和50年山崎会長へと引き継がれる。この間、武田会長時代、昭和46年7月の保険医総辞退戦術の展開は闘争活動のピークといえよう。この間の事情は山崎先生の「解放戦争小

史（1989年刊）に詳しい。（本小史は図書室に若干残部があります。）この総辞退運動後も闘争史は終わることなく、客観情勢はむしろ激しくなっていることは衆知の事実である。

一方、山崎会長時代以後、地域医療への関心が高まり、個対個の医療に加えて地域との関心を重視する公衆衛生学的対応のニーズも高まり、地域包括医療体制の確立が、行政当局、医師会の大きなテーマとなる。いわば“地域医療進展期”の幕開けである。具体的には、人口の高齢化・成人病対策としての老人医療、成人保健の充実、学校保健対策としての「学校保健会」の法人化、産業保健の推進、また救急医療体制の確立等は当面の目標となる。その為、昭和52年8月には、北海道版の地域保健調査会として「北海道総合医療協議会（「総医協」と略す）の設立をみる。その後この「総医協」は、保健と医療と福祉にかかわる種々の問題について貴重な提言を行って、医師会の考えを道の医療行政に反映させている。昭和62年、小生の会長就任後も、この「総医協」の存在は大きな役割を果たしている。

また、昨今、国民のニーズは診断と治療という狭義の医療から、疾病の予防、健康維持、健康づくりへと進展し、一方、リハビリテーションから福祉へと対象範囲が拡大している。所謂包括医療へのニーズ拡張である。これに対応する為、具体的には「健康教育センター」の設置、「健康づくり財団」の設置、「在宅ケア事業団」の設置など、目下医師会活動の範囲は大幅に拡大している。強いて名付ければ“医療福祉連携期”の到来である。これからは介護保険関係の業務が、かなりウエイトを占めてくるに違いない。

今日、医師会をめぐる情勢は極めて厳しい。少子高齢社会の到来と公的介護保険制度、国家財政の逼迫による医療費抑制策、価値観の多様化、情報化社会の構築など、難問山積の状態である。これらの問題を解決して国民医療、健康水準の向上発展、福祉の充実を図る為にはまず、財政的基盤の安定が前提である。昨今の低迷した景気の復活、経済成長の高度化、国家財政の安定回復を強く望むものである。

今、この50年の歴史の重みを感じながら——温

故知新——初心にかえり、今一度、定款第3条にいう新制医師会の目的、即ち設立の精神を思い起こしているところである。また、社会保障の後退を招かないためにも同じ50年前の昭和22年施行された日本国憲法第25条の“国は社会福祉・社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない”という立法の精神を、国・為政者も初心にかえり思い起こして欲しいものである。

今後とも、会員諸氏の一層のご理解とご協力を重ねてお願いし、50年を振り返ってのご挨拶と致したい。

（別掲 1）

医師会改組要綱案（抜粋）

S21 .12 .9

1. 性格

医師会ノ目的

「日本医師会、都道府県医師会、郡市区医師会ハ社会ノ福祉及び公衆衛生ノ向上並ニ増進ノタメ医学医術ノ向上発達ヲ図ルヲ以テ目的トス
日本医師会、都道府県医師会、郡市区医師会ハ法人トス」

〔理由〕

新生医師会ハ政府ノ御用機関的性格ヲ根本的ニ払拭スルハ勿論、徒ニ偏狭ナル業権擁護団体ニ転落スルコトナク飽迄モ国民ノ福祉増進ヲ指向スルト共ニ医学医術ノ進歩並ニ医師ノ資質向上ニ対シ積極的努力ヲ傾注シ、真ニ科学者集団トシテノ權威ト名誉トヲ自主的ニ確立セントス

而シテ現下ノ国内情勢ヨリ法定基礎ニヨリ成立セシメ權威アル法人トス

（以下略）

（別掲 2）

北海道医師会定款（抜粋）

S22 .8 24

（目的及び事業）

第3条 本会は、医道の高揚、医学及び医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進することを目的とし、次の各号に掲げる事業を行う。

（以下略）